

公募型指名競争入札の執行について

令和 7 年 2 月 17 日

大阪市福祉局長 坂田 洋一

次のとおり公募型指名競争入札を執行する。

1. 入札に付する事項		
(1)	案件番号	067008
(2)	案件名称	大阪市立弘済院 布おむつ（3種）ほか3点 長期借入（単価契約）
(3)	履行期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日まで
(4)	案件概要	弘済院で使用する布おむつ（3種）ほか3点の納品・回収等について、各品目ごとに入札を実施する。
(5)	調達物品、納入場所等	別紙仕様書のとおり
2. 入札日程等		
(1)	掲示日	令和 7 年 2 月 17 日
(2)	入札参加申請書等交付期間	令和 7 年 2 月 17 日～令和 7 年 2 月 28 日
(3)	入札参加申請書等交付場所	大阪市ホームページからダウンロードすること。 ホームページを閲覧出来ない等の場合は、2. (6) にて配付する。
(4)	入札参加申請書提出期間	令和 7 年 2 月 17 日～令和 7 年 2 月 28 日 ※午前 9 時から午後 5 時までとする。FAX受付はしない。 (ただし、休序日及び午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く。)
(5)	質問受付期間	令和 7 年 2 月 17 日～令和 7 年 2 月 28 日
(6)	入札参加申請書提出場所	福祉局弘済院管理課（計理） 吹田市古江台 6-2-1
(7)	入札指名又は非指名通知日 質問回答日	令和 7 年 3 月 4 日
(8)	入札執行日時 開札場所	令和 7 年 3 月 13 日午前 11 時 大阪市立弘済院 寿楽館 吹田市古江台 6-2-1 詳細は、入札指名通知時に連絡する。
3. 入札参加資格		
(1)	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。	
(2)	令和 4 ・ 5 ・ 6 年度本市入札参加有資格者名簿に物品・委託種目「12：賃貸-05：その他の賃貸-01：その他賃貸」で登録していること。	
(3)	大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。	

(4)	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。	
4. 入札方法等		
(1)	入札参加申請書	2. (2) (3) (4) (6)により提出すること。
(2)	入札指名通知（又は非指名通知）	4. (1)の提出のあった者について資格審査し、令和7年3月4日付で通知する。
(3)	入札書	4. (2)において指名した者に入札指名通知とともに交付する。
(4)	入札執行日時 開札場所	2. (8)と同じ。
(5)	入札は、入札執行日時に入札執行場所に出席して行うこと。 ただし、郵便による入札も可能である。郵便による入札の場合は二重封筒とし、封筒表に「入札書在中」と朱書きして、契約担当課 2. (6)へ令和7年3月11日午後5時までに必着するよう、簡易書留で郵送すること。	
5. 公募型指名競争入札の手続き等に関する質問		
(1)	質問先	福祉局弘済院管理課（計理） 吹田市古江台6-2-1 電話 06-6871-8004 fax: 06-6872-0549 mail: fa0102@city.osaka.lg.jp
(2)	質問方法、回答方法等	5. (1)に電話、FAX、メールにより随時受付し、随時回答する。 仕様書の内容に関する質問については 6. の方法によること。
6. 仕様書の内容に関する質問		
(1)	質問先	福祉局弘済院管理課（計理） 吹田市古江台6-2-1 fax: 06-6872-0549 mail: fa0102@city.osaka.lg.jp
(2)	質問方法	6. (1)にFAX又はメールにより提出すること。
(3)	質問受付期間	2. (4)と同じ。
(4)	回答日等	令和7年3月4日付けで、すべての質問をすべての入札参加希望者に回答する。
7. その他事項		
(1)	公募型指名競争入札の申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。	
(2)	この指名競争入札を行う場合に遵守すべき事項は、指名時に交付する、「入札指名通知事項」及び「入札にあたっての注意事項」による。	
(3)	大阪市契約規則第37条の第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。	
(4)	保証人は不要とする。	
(5)	開札後落札決定までに、入札参加申請者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし、無効とする。	

(6)	落札後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき又は同要綱に定める誓約書を提出しないときは、契約の締結を行わないものとする。
(7)	契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
(8)	契約の締結は、令和7年3月21日に締結予定する。